

一般廃棄物処理計画について

令和8年度一般廃棄物の処理計画を下記のとおり定めたので、伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成4年伊丹市条例第33号）第8条の規定により告示する。

令和8年4月1日

伊丹市長 中 田 慎 也

一般廃棄物の処理計画書

1 基本方針

一般廃棄物の処理は、次の事項を基本として行う。

- (1) 発生抑制及び分別の徹底による中間処理施設への搬入量の削減
- (2) ごみの適正処理の推進
- (3) 環境美化の推進及び不法投棄の一掃
- (4) し尿及び浄化槽汚泥の衛生的な処理

2 計画区域

伊丹市全域

人口 200,112人（伊丹創生人口ビジョン令和8年度推計）

3 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

#### 4 一般廃棄物の基本的事項

##### 1) ごみ

##### (1) 収集方法及び収集主体

###### ①家庭から排出されるごみ

区分	収集方式	収集回数	収集主体
可燃ごみ	ステーション コンテナ	週2回 概ね週1回	委託
不燃ごみ	ステーション コンテナ	週1回 概ね週1回	委託
(危険物・電池類・中身 の入ったスプレー缶等)	拠点	週1回	直営
(水銀使用廃製品)	拠点 回収ボックス		
臨時ごみ	戸別	随時	許可
粗大ごみ	戸別	定日	委託

###### ②家庭から排出される資源物

区分	収集方式	収集回数	収集主体
びん	ステーション	週1回	委託
ペットボトル	ステーション	週1回	委託
プラスチック製 容器包装	ステーション	週1回	委託
空き缶	ステーション 回収ボックス	週1回 不定期	資源回収業者 直営
(中身の入ったカセット ボンベ)	拠点	週1回	直営
新聞	ステーション	週1回	資源回収業者
雑誌・雑多な紙			
ダンボール			
紙パック			
古着類			
廃食用油	拠点	週1回	直営
資源集団回収	拠点	概ね月1回	資源回収業者

③その他

区分	収集方式	収集回数	収集主体
特定家庭用機器	—	—	小売店
指定再資源化製品 (廃パソコンのみ)	—	—	製造業者
使用済小型家電	拠点 回収ボックス	週1回	直営
死獣	戸別	随時	委託・自己
実験動物	戸別	随時	許可
適正処理困難物	戸別 ステーション	随時	許可・委託 直営
事業系ごみ	—	—	許可・自己
自己搬入	豊中市伊丹市クリーンランドへ持込み		

(2) 委託業者及び一般廃棄物収集運搬業者 (順不同)

委託業者名	一般廃棄物収集運搬業者(許可業者)名
・伊丹市環境事業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社 大協</li> <li>・エアポート企業 株式会社</li> <li>・株式会社 関西衛生工業所</li> <li>・泉興業 株式会社</li> <li>・株式会社 東洋工業所</li> <li>・鍵本産業 株式会社</li> <li>・株式会社 ヤマサ環境エンジニアリング</li> <li>・株式会社 美濃ラボ</li> <li>・株式会社 猪名川動物霊園</li> </ul>

## (3) 処理処分方法及び計画量

(単位：ト)

区分	受入施設	処理処分方法	計画収集量
可燃ごみ	豊中市伊丹市クリーンランド	焼却後埋立	25,008
不燃ごみ	豊中伊丹スリーR・センター	選別・破碎後、資源化及び埋立	3,022
臨時・粗大可燃ごみ	豊中市伊丹市クリーンランド	破碎・焼却後埋立	117
臨時・粗大不燃ごみ	豊中伊丹スリーR・センター	選別・破碎後、資源化及び埋立	33
びん	豊中伊丹スリーR・センター	選別・保管し資源化業者へ	958
プラスチック製容器包装			1,233
ペットボトル	豊中伊丹スリーR・センター 再生事業者施設		332
空き缶	再生事業者施設	資源化	69
新聞			1,046
雑誌・雑多な紙			611
ダンボール			744
紙パック			1
古着類			311
廃食用油			20
剪定枝葉堆肥化	堆肥化施設	熟成・配布	76
資源集団回収	再生事業者施設	資源化	5,215
特定家庭用機器			4
指定再資源化製品 (廃パソコンのみ)			—
水銀使用廃製品	民間施設		—
使用済小型家電	再生事業者施設	資源化	—
死獣	市営斎場	火葬	—
実験動物	民間施設		—
適正処理困難物	豊中伊丹スリーR・センター	処理委託	—
可燃ごみ計			44,587
不燃ごみ計			4,813
※資源ごみ計			5,405
※合計			54,805

※資源集団回収分を除く。

## 2) し尿及び浄化槽汚泥

### (1) 収集・運搬

一般廃棄物のうち、し尿の収集・運搬は委託業者が行い、浄化槽汚泥の収集・運搬は許可業者（一般廃棄物収集運搬業・浄化槽清掃業）が行う。

#### ①伊丹市の委託業者及び一般廃棄物収集運搬業者（順不同）

委託業者名	一般廃棄物収集運搬業・浄化槽清掃業者名（許可業者）
・伊丹市環境事業協同組合	・株式会社 関西衛生工業所 ・株式会社 東洋工業所 ・泉興業 株式会社

#### ②豊中市の委託業者及び一般廃棄物収集運搬業者（順不同）

委託業者名	一般廃棄物収集運搬業（許可業者）※
・豊中環境整備 株式会社	・株式会社 セツリョウ ・泉興業 株式会社 ・エスク 株式会社 ・出口興産 株式会社 ・有限会社 永田清掃 ・ミザック 株式会社 ・柿本工業 株式会社

※ただし、豊中市内から発生する浄化槽汚泥およびし尿を含むビルピット汚泥の運搬に限る。

#### ③収集区分

区分	委託業者	許可業者
収集対象	し尿	浄化槽汚泥
収集区域	市内全域	市内全域
収集回数	概ね月2回	随時
収集方法	各戸収集	各戸収集

ただし、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定に基づき公共下水道の供用開始を公示した区域内で、同法第11条の3第1項に基づき水洗便所への改造を義務付けられている家屋で水洗便所に改造していない家屋についての収集回数は、概ね月1回とする。

なお、同法第11条の3第3項ただし書に該当する場合は、この限りでない。

(2) 計画収集世帯数 (し尿) (単位: 世帯・人)

	世帯数	人口
伊丹市 (人数制)	35	49
伊丹市 (従量制)	21	—
豊中市	17	27

(3) 浄化槽設置基数 (単位: 基・人)

	基数	人口
伊丹市	91	987
豊中市	10	373

(4) 収集量 (単位: kℓ)

区分		し尿	浄化槽汚泥
伊丹市	委託業者	267	—
	許可業者	—	296
豊中市	委託業者	238	—
	許可業者	—	161

(5) 処分

一般廃棄物のうち、市が処分するし尿及び浄化槽汚泥は、市内から排出されたもの及び豊中市からの委託分とする。

① 処分量 (単位: kℓ)

区分		収集搬入	
		し尿	浄化槽汚泥
伊丹市	委託業者	267	—
	許可業者	—	296
豊中市	委託業者	238	—
	許可業者	—	161
合計		505	457

② 処分方法

収集搬入された一般廃棄物のうち、し尿及び浄化槽汚泥は、伊丹市環境クリーンセンター内の伊丹市し尿公共下水道放流施設 (以下「施設」という。) によりスクリーン等で夾雑物を除去した後、希釈して公共下水道へ放流する。また、施設において発生するし渣については、豊中市伊丹市クリーンランドにおいて焼却処分する。